

ID: 1690

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第45条の規定による。 第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日